

仙台市PHR利活用による健康づくりとその基盤構築プロジェクト実施要綱

(令和6年3月18日健康福祉局長決裁)

(目的)

第1条

この要綱は、PHR等のデータを活用した健康づくり等の新しいサービスを創出すること、並びにそのための基盤構築を推進することで、市民の健康増進など社会的課題の解決等に寄与することを目指すプロジェクト(以下「本プロジェクト」という。)について、その実施主体となる事業者等(以下「実施者」という。)からの提案を募集の上、本プロジェクトを実施するために必要な事項について定める。

(プロジェクトの実施者)

第2条

本プロジェクトの実施者は、次に掲げるすべての事項を満たしていなければならない。

- (1) 国内に事務所を有すること
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと
- (3) 仙台市税の滞納がないこと〔該当者のみ〕
- (4) 暴力団(仙台市暴力団排除条例(平成25年仙台市条例第29号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)に該当せず、かつ、法人の代表者、役員、又は使用人その他従業者若しくは構成員に暴力団員等(条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。)に該当する者がいないこと

2 前項に規定するプロジェクトの実施者は、複数の実施者で構成することができる。

3 前項の場合における第1項の適用にあたっては、構成する実施者のそれぞれについて、第1項第1号から第4号までの事項を満たしていなければならない。

(プロジェクトの対象)

第3条

本プロジェクトの対象となるものは、次の各号の要件をすべて満たしていることとする。

- (1) PHRに関するアプリと、そのアプリを活用した健康づくりの促進サービスを含むこと
- (2) PHRに関するアプリについては、下記の機能のうち①または②の中から1つ以上該当すること。

タイプ	PHRに関するアプリの必要要件
①	(ア) 本実証開始時点で、健診結果等の健康関連データをマイナポータルから自動取得後、蓄積し見える化できる機能を有すること(手動入力是非該当)。 (イ) 本実証開始時点で、マイナポータル上の健康関連データを基に、対象者を指定して、任意のプッシュ通知を行える機能を有すること。また、アプリ内で本市から情報発信やインセンティブ付与等を行える機能を有することが望ましい。 (ウ) 利用者の利用状況や健康関連データ(基本的には全データが望ましいが要協議)を閲覧・取得できる機能、併せて、(イ)の機能等を有する管理画面等の権限を、令和7年度夏ごろを目途に本市に付与する見込みがあることとし、令和6年11月末頃までにデモ管理画面等、試用できる環境を本市に提供すること。その機能については、専用端末を必要としないものとし、本市の職員が使用する端末からLG-WAN系、または、インターネット系回線で利用できるものとする。また、管理画面等は、セキュリティ対策を講じること。 (エ) 利用者の健康状態や行動について、本実証開始前と令和7年2月頃の比較検証を

	<p>行うこと。</p> <p>(オ)遅くとも令和7年秋頃までにタイプ②のサービスと連結できる見込みがあること。</p> <p>(カ)今後、「SENDAI ポータル」との連結が可能なこと（APIやSSOなど）。</p>
②	<p>(ア)本実証開始時点で、マイナポータル上の情報以外の健康関連データや健康に関する生活習慣及び行動の記録（ライフログ）データを自動で取得、または、手動で記録後、蓄積し見える化できる機能を有すること。</p> <p>(イ)本実証開始時点で、アプリ内で、レコメンドや行動変容の後押し提案、情報発信、インセンティブ付与の1つ以上をアプリから自動で行う機能を有すること。</p> <p>(ウ)利用者の健康状態や行動について、本実証開始前と令和7年2月頃の比較検証をアンケート等により行うこと。</p> <p>(エ)遅くとも令和7年秋頃までにタイプ①のサービスと連結できる見込みがあること。</p>

※アプリの作動環境は、実証開始時点でiOS及びAndroidの最新バージョン含む最新から1世代以内を対応範囲とする。また、管理・運用にあたり、可能な限り、運用・保守・メンテナンスにかかるコストを抑えられるシステムとすること。

（プロジェクトの期間）

第4条 プロジェクトの期間は、プロジェクト開始日からその日が属する年度内とする。

（対象経費）

第5条 対象となる経費は、本プロジェクト実施に直接的に必要かつ期間内においてのみ必要となる経費に限る。

（負担金の額）

第6条 本プロジェクトの経費は、実施者と市が双方で負担することとし、前条に規定する経費のうち本市が負担する費用の合計は、予算の範囲内とする。また、採択1件あたりの本市の負担額は、対象経費の10分の9以内とし、300万円を上限とする。ただし、複数の実施者での提案や複数のサービスを連結させた提案を複数件として採択した場合の負担額は、提案全体の対象経費の10分の9以内とし、採択件数×300万円を上限とする。複数のサービスを連結させて1件の提案をした場合、審査の結果により、負担金の対象となるサービスを選定して採択することもある。

2 本市は、本プロジェクトの終了後、成果物について検査する。

3 実施者は、前条の検査完了後、本市が負担すべき額について、本市に請求するものとする。支払いは、成果物の提出等完了後の令和7年3月を予定している。

（審査委員会）

第7条 本プロジェクトの採択候補者の選定は、仙台市PHR利活用による健康づくりとその基盤構築プロジェクト審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。

2 審査委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 募集要項における審査基準の決定
- (2) 募集要項に規定する審査及び採択候補者の選定
- (3) その他審査に関して必要と認めるもの

3 審査委員会の庶務は、健康福祉局健康政策課において処理する。

（公募）

第8条 市長は、提出期限及び審査日程等を示し、プロジェクト提案を公募するものとする。

2 市長は、前項に規定する公募に際し、テーマを示すことができる。

(提案書の提出)

第9条 実施者は、指定された期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 申込書(第1号様式)
- (2) サービス提案概要書(第2号様式)
- (3) サービス提案書(第3号様式)
- (4) 経費算出表(第4号様式)
- (5) 誓約書(第5号様式)
- (6) 市税の滞納がないことの証明書〔該当者のみ〕
- (7) その他市長が必要と認める書類

(採択プロジェクトの決定)

第10条 市長は、審査委員会からの報告に基づき、採択する提案を決定するものとする。

(協定書の締結)

第11条 前条の規定により採択されたものを提案した実施者と市長は、プロジェクト実施につき必要な事項を協議し、合意に達したときは、当該プロジェクトに関する協定を締結するものとする。

(変更等)

第12条 実施者は、当該プロジェクトの内容を変更しようとするとき又は当該プロジェクトを中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 実施者は、当該プロジェクトが予定の期間に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合、又はプロジェクトの遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(決定の取消)

第13条 市長は、実施者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、採択プロジェクトの決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき
- (2) 実施するプロジェクトが第3条に規定する要件を満たさなくなったとき
- (3) 偽りその他不正な方法により決定を受けたとき
- (4) 協定に違反したとき

2 市長は、プロジェクト実施期間において前項の規定による決定の取消を行う場合は、経費に対する負担は行わない。

(状況報告及び調査)

第14条 市長は、実施者に対し、プロジェクト実施状況に関し報告させ、又は調査をすることができる。

(報告)

第15条 実施者は、プロジェクトが完了したとき、市長の定める日までに次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) プロジェクト実施報告書(第6号様式)
- (2) 経費内訳報告書(第7号様式)
- (3) 対象経費支出に関する根拠書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月18日から実施する。

附 則(令和6年5月9日改正)

この改正は、令和6年5月9日から実施する。